

介護休業等に関する規程

(平成16年1月28日 規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会正規職員就業規則第23条及び会計年度雇用職員就業規則第24条（以下「就業規則」という。）に基づき、職員の介護休業等に関する取扱いについて定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については、育児・介護休業等に関する法律、その他の法令の定めるところによる。

(介護休業等の対象者)

第2条 介護休業の対象者は、介護のために休業することを希望する職員で、次の各号に該当する者とする。又、介護短時間勤務の対象者は、(1)(2)に該当する者とする。

(1) 入社1年以上である者

(2) 要介護状態にある対象家族（次条に掲げる者）を介護する者

(3) 有期雇用契約者で次のいずれの要件にも該当する者

① 入社1年以上である者

② 休業開始予定日から起算して93日を（93日経過日）超えて引き続き雇用されることが見込まれること（93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者を除く）

(要介護者)

第3条 介護休業を取得する場合に、介護の対象となる対象家族とは次に掲げるものであること。

(1) 配偶者（内縁関係を含む）

(2) 父母（養父母含む）

(3) 子（養子含む）

(4) 配偶者の父母（養父母含む）

(5) 祖父母、兄弟姉妹及び孫で職員と同居し、かつ扶養しているもの

(休業の期間)

第4条 要介護者1人につき生じた介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算93日の期間であること。

(介護休業及び介護短時間勤務の単位)

第5条 介護休業及び介護短時間勤務の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする

場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とするものであること。

(休業の承認)

第6条 任命権者は介護休業の請求について、該当すると認める時はこれを付与するものであること。

(休業等の請求)

第7条 職員は、介護休業等の申出をするときは、当該休業等の始まる日の前日から起算して7日前の日までに請求すること。

(休業等の請求の手続き)

第8条 休業等の請求、手続きについては、介護休業等申出書(様式第1号)によること。

(休業期間中給与の取扱い)

第9条 介護休業の期間については、給与及び期末手当・勤勉手当を支給しない。

2 介護休業をした職員が、職務に復帰した場合の給与等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 昇給 介護休業の期間の全期間を勤務した期間から除算するものとする。
- (2) 期末手当 介護休業の期間の全期間を勤務した期間から除算するものとする。
- (3) 勤勉手当 介護休業の期間の全期間を勤務した期間から除算するものとする。
- (4) 退職手当 介護休業の期間は在職期間から除算するものとする。

(介護休業期間変更届)

第10条 介護休業の期間中に、要介護者が治癒又は死亡し介護を必要でなくなった時は、遅延なく介護休業期変更届(様式第2号)提出するものとする。

(介護休暇)

第11条 要介護状態にある家族の介護その他の世話(通院の付添・介護サービスに必要な手続き等)をする職員は、正規職員就業規則第20条(会計年度雇用職員就業規則においては第21条)に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 介護休暇は、時間単位で取得することができる。

3 介護休暇は有給とする。

(介護のための時間外労働の制限)

第12条 要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場

合には、正規職員就業規則第17条（嘱託・臨時職員就業規則においては第20条）の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヶ月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、次の①から③のいずれかに該当する職員は介護のための時間外労働の制限を申し出ることができない。

① 日雇従業員

② 入社1年未満の職員

③ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 請求しようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1ヶ月前までに、介護のための時間外労働制限申出書を会長に提出するものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。